

かんぽ生命は、「人生100年時代における、あらゆる世代のお客さまの保障ニーズにお応えする保険サービスをご提供する」との方針に基づき、「契約更新制度」および「普通定期保険の保険金の削減支払の廃止」を行うことについて、本日郵政民営化法による届出を行いました。

## ◆ 保障を継続いただく際に健康状態の告知が不要に (契約更新制度の導入)

ご加入の保険が満期を迎える際に、お客さまのお申し出により、同種の保険種類にご加入いただくことで、健康状態にかかわらず保障を継続していただくことが可能に。

対象：普通養老保険（短期払を含む）、特別養老保険、普通定期保険、普通定期保険（R04）および付加されたすべての特約

※ 旧簡易生命保険契約は対象になりません。

## ◆ 死亡保障の充実（普通定期保険の保険金の削減支払の廃止）

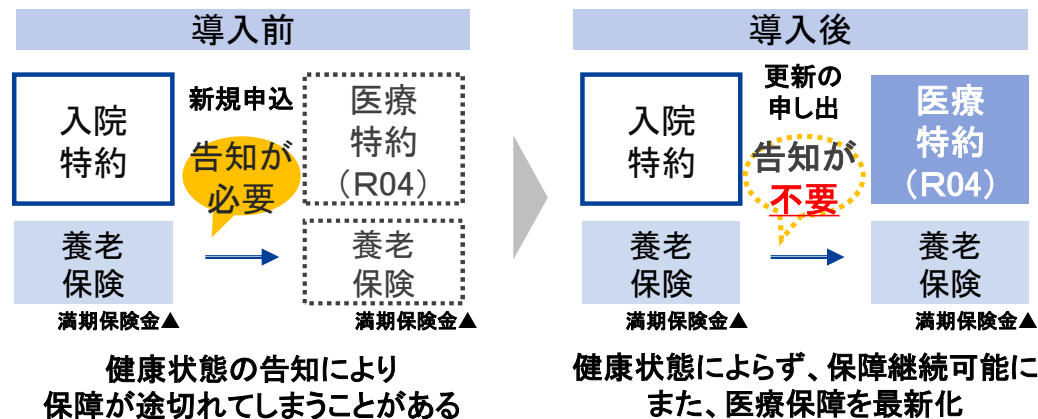
病気により万一のことがあった際でも、加入時から保険期間の満了まで一定額の死亡保険金を支払。

<不慮の事故でのケガや当社所定の感染症によらない死亡>

被保険者死亡時の経過期間	死亡保険金の支払割合	
	改正前	改正後
契約日から1年以内	保険金額の <u>50%</u>	保険金額の <u>100%</u>
契約日から1年超～1年6か月以内	保険金額の <u>80%</u>	
契約日から1年6か月超かつ復活日から6か月以内	保険金額の <u>90%</u>	

## 契約更新制度の導入により実現するお客さまサービス

（お客さまがこれまでと同様の保障の継続をご希望される場合）



## 改正前後のイメージ

